

## 論 説

## 明治太政官制成立過程に関する研究 1

田 村 安 興

## 目次

## 序

1. 幕末期朝廷と上奏事項
    - (1) 幕末の上奏事例
    - (2) 大政奉還後の政体と官僚
  2. 明治太政官制の画期
    - (1) 太政官制の時期区分
    - (2) 「万機親裁」の意義
    - (3) 東京奠都と上奏事項
    - (4) 新政府への官吏登用
- 以上本号

---

以下次号以降

3. 官僚制の成立
  4. 帷幄上奏権の成立
  5. 親政運動と天皇
  6. 太政官制から内閣制へ
- 結

## 序

近代日本の官僚制度は明治太政官制に始まった。太政官制時代に制定された法令は内閣制度に引き継がれ、憲法制定後における内閣制度の土台は太政官制にある。日本の内閣制は太政官制を支えた官僚が創ったものであり、官僚の“首班”が内閣のトップとなった。班とは軍隊組織では最小の単位である軍事

用語であり、首班とは末端の軍リーダーと同義である。

幕末に形成された開明派公卿と下級武士団の連携が、維新政府の「万機親裁」体制を形成するに到った過程であることは誰しも否定できないことである。その中心は、官僚派というべき、それまでの日本にはなかった、全く新たなタイプの志士出身の実務官僚であった。彼らの手によって日本の政府と官僚制度は作られ、官僚が日本の政治と行政の実権を掌握した体制が、「万機親裁」体制であった。彼らは新政府の組織、下級官僚の人事、徴税、統治権を委任された高官であった。参議の名称は旧朝廷の位階制では、四位相当の身分卑しい地位であったが、維新後の参議との連続性はない。しかし、維新後の参議は大臣以上の存在であると天皇に言わしめた。<sup>1</sup>

官僚組織の概要が形成された時期は明治元年から4年までであった。佐々木克氏はこの時期の志士と官僚に関する研究で先駆的業績を残した。<sup>2</sup>

太政官制成立過程については永井和氏の研究がある。<sup>3</sup> 永井氏は太政官制に関して、1877年までは、前近代的な天皇のあり方がそのまま継続していたが、1877年から1879年の間に太政大臣と天皇の関係が変化し、太政官による一元的輔弼制が内閣と軍部による多元的輔弼制に変化したとする。永井氏によれば多

<sup>1</sup> 明治天皇は次のように側近に言った記録がある。「従来内閣に於ける参議の権力強大にして、実に参議兼大臣の観ありき、自今以後大臣たる者力めて参議を統御すべしと宣したまへり」『明治天皇紀第五卷』28頁

大久保利通暗殺の凶徒が書いた檄文には「上天皇陛下の聖旨に出づるにあらず、下衆庶人民に由るにあらず、唯権官数人の臆断専決する所たり云々との意を記せり、是れ天下一般の所論にして、其の実なきにあらざれば、万機親裁の実を挙げたまわんこと最も急務なりと、乃ち其の趣を奏請することに決す」とあり、「天皇親裁派」を勇気づける契機となった。

この時期の侍講佐々木高行は、「親政といっても内実は大臣に委任している。2,3人の権力者の独裁になっていると思われる」と述べた。『明治天皇紀第五卷』410頁

<sup>2</sup> 佐々木克『志士と官僚—明治を創業した人びと』講談社2000年1月、はこの分野の先駆的研究である。

<sup>3</sup> 永井和氏は家永三郎氏との論争において、近代の天皇とは基本的には臣下の輔弼にもとづいて行動する受動的君主ではあるが、限定的には自らの意思で親政的権力を行使する能動的親政君主としても現れうる「輔弼親裁構造のもとでの受動的君主」であり、明治憲法の制定以降は、「輔弼」なる概念は国務大臣輔弼にのみ限定して適用されるべきだとする家永氏の見解に対して、国務大臣に限定せず、統帥府、内大臣、宮内大臣、枢密院などすべてを天皇の広い意味での輔弼者と解釈する、多元的輔弼制が近代天皇であるとした。(家永三郎・永井和「輔弼をめぐる論争」『立命館文学』521号1991年)

元的輔弼制とは、国務・軍務・宮務の三領域にわたって三輔弼者が並立して、天皇が実質的親政を行うようになった体制である。<sup>4</sup>

本稿は、明治天皇の肉声と各派の上奏を検討することによって、これら先行研究とはやや異なる視覚から、日本の官僚制成立過程を明らかにしようとする試みである。

## 1. 幕末期朝廷と上奏事項

### (1) 幕末の上奏事例

幕末期朝廷は幕府権力と諸藩、天皇と公卿間の力関係によって幾度か時代を画した事件があった。その背景には、将軍と天皇の代替りによる政治諸勢力の変化、幕府諸藩の軍事力バランス、攘夷派と公武合体派の力学、下級公卿と西南雄藩の連携があった。

古代からの摂関政治は、江戸時代にも一定の影響力を有したが、幕府に委任してきた外交・政務に朝廷が関わるようになると朝廷の権威が増し、天皇、関白、公卿の軋轢が国政の動向を左右するようになった。ここに孝明天皇と家定の急死という事件は、朝廷と幕府、諸藩の関係を一変させた。明治天皇が即位すると、朝廷の新しい実権は天皇の外祖父中山忠敬を中心に、清華家の出自である三條実美、さらに身分が低い公卿である岩倉具視が、公家と西南雄藩を掌握するまでになった。朝廷での三條と岩倉は慶応三年までは同一の歩調をとることはなかったが、長州に強い人脈を持つ三條実美と薩摩に人脈がある岩倉具視の融和と連携によって、藩士出身の官僚派は朝廷と一体化されることとなった。

幕末期公卿間の攘夷をめぐる数回の事件は千年に及ぶ朝廷の歴史を揺るがせるに十分であった。安政5年、関白九条尚忠が朝廷に条約の議案を提出したと

---

<sup>4</sup> 永井和「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立」『京都大学文学部研究紀要』41, 2002年「明治天皇はいつから近代の天皇となったのか—万機親裁と大元帥の成立—」(ソウル大学校国際学大学院日本研究センター2004年)において太政官正院の決裁文書式から太政官制を以下の4期に区分した。第1期(1871年8月から1873年5月まで)、第2期(1873年5月から1877年まで)、第3期(1877年9月から1879年4月まで)、第4期(1879年4月以降)

ころ、岩倉具視・中山忠能等合計88名の公家たちが条約案の撤回を求めて抗議の座り込みを行った。過半数を大きく上回る公卿が慣例を無視した行動を起こした大事件であった。<sup>5</sup> さらに、元治元年には公卿による、伝奏、上書38人の横浜閉鎖建議、58人連署上書事件と翌年の慶応2年(1866年)追放されていた公家の復帰と朝廷改革を建言するため、それまでの朝廷の慣例を破った、廷臣二十二卿列参事件が発生する。

以後、幕末期において外交をめぐる朝廷、諸藩、幕府の政論が分裂し、天皇への上奏、裁可が深刻な国論分裂の要因となった。朝廷において公卿間の派閥抗争と、関白の上奏権の慣例を無視したことが、公卿の分裂と三条ら七卿の追放、廷臣二十二卿列参事件をめぐる岩倉の謹慎処分につながった。幕末の上奏、奏聞、伝奏は、摂関家から出る関白の強い権限の下にあり、また朝廷から武家への伝奏を誰が担い、如何なる事項を伝奏するのかが公卿の位置を左右するものだけに、攘夷、開港、という国論を分裂する政策への伝奏が政争の焦点であった。その中心は下級公卿であった岩倉具視と、清華家出身の三条実美であった。彼らの狙いは摂関家の旧権力を下級武士と連携して打破することであり、そのスローガンが「万機親裁」であった。

以下は身分別にみた幕末の3年間における孝明天皇への上奏件数である。ただし、いずれも『孝明天皇紀』に記載されているものである。

將軍、藩主等からの上奏は元治元年以降急減し、代わって公卿からの上奏が増加している。これは関白、將軍の地位の低下と無関係ではないであろう。

元治元年から慶応2年における、孝明天皇への公卿、將軍、藩主等からの伝

図1 孝明天皇への上奏件数

	元治元年	慶応元年	慶応2年
公 卿	5	2	9
将 軍	6	2	1
藩主等	11	3	3

『孝明天皇紀第五巻』より作成

<sup>5</sup> 孝明天皇は条約締結反対の立場を明確にして勅許を裁可せず、条約の勅許を拒否した。老中は辞職に追い込まれ、関白九条尚忠も内覧職権を停止された。幕府は騒動を起こした公卿88人の当事者の多くを処罰へと追い込んだ。

奏，上書には以下の例がある。関白，上層公卿からの上奏だけではなく，幕末には家老格藩士からの上書を含む。

①元治元年の主な上奏は以下の事項である。

- ・38人の公卿が横浜閉鎖の建議。58人連署して上書。
- ・横浜開港について将軍が上請，会津藩主を参議にすることを関白に伝奏。
- ・藩士（家老格）が上書（薩摩・土佐・久留米）長州藩士が上書。
- ・幕府に勅し国家の大義に奏請。<sup>6</sup>

②慶応2年の公卿，将軍，藩主からの主な上奏事項

- ・薩摩藩は長州征討不可について朝廷の軍令に服しがたいとする上書を天皇は受理しなかった。<sup>7</sup>
- ・慶喜は長州征討の戦況を奏した。<sup>8</sup>
- ・参議藤原経之中御門正三位源重徳大原等二十二人御前に列して時事危殆の情勢を奏し朝政改進黨の急務を議す勅して後命を俟しむ。<sup>9</sup>
- ・関白以下列席し以下三箇条を言上した。諸藩召御直ニ願度旨，三度之幽閉御免之事
- ・政御改革之事但防長解兵ノ事。
- ・関白左大臣二条齐敬上表辞官。
- ・右大臣藤原公純常陸太夫山階晃親王内大臣近衛忠九条道孝大納言一条実良らが上書<sup>10</sup>
- ・関白二条齐敬は勅旨 22人の結党上言は不敬 閉門や差扣を命じた。
- ・権大納言従三位徳川慶喜を正二位にし征夷大將軍に補した。

## (2) 大政奉還後の政体と官僚

慶応3年12月7日，兵庫が開港し，大坂を開市場した。各国公使はこれを祝

<sup>6</sup> 『孝明天皇紀第五卷』149頁

<sup>7</sup> 薩摩藩主島津茂久征長不可の議を上り其軍令に服し難き状を稟す廷議事を幕府に任せしを以て受理せず 上書「大義難相済不得」『孝明天皇紀第三卷』788頁

<sup>8</sup> 『孝明天皇紀第五卷』820頁

<sup>9</sup> 22人の結党上言は不敬として閉門や差扣を命じた。三條実愛は其の徒を助けた罪で幽門され，山階晃親王は蟄居とした。慶応2年10月27日『孝明天皇紀第五卷』836頁

<sup>10</sup> 『孝明天皇紀第五卷』864頁

し、各国戦艦の砲艦は祝砲をあげた。兵庫開港と前後して王政復古の大号令が発せられ、「万機親裁」が宣言された。

12月6日、王政復古の期日決定のために岩倉具視は、大久保利通と謀った。6日夜大久保邸にて、西郷隆盛、岩下佐次右衛門、吉井幸輔、伊地知正治と相談した。その後、中山忠敬、三條実愛と相談し、9日と決めた。後藤象二郎は10日を主張したが岩倉は退けた。<sup>11</sup>中山忠敬は密奏し、聖断を仰いだ。

王政復古大号令を発する前夜、朝議は紛糾したとみられ、徹夜に及んだ。辰の刻を過ぎて摂政、議奏、武家伝奏、国事御用係は退朝した。岩倉は摂政以下退朝の報を待った。<sup>12</sup>

天皇は岩倉具視に復飾参内を命じ、岩倉は王政復古大号令の文案を持参して参朝した。中山忠敬、三條実愛は岩倉を待ち、3人で御前に会い、王政復古大号令を上奏した。3人は小御所に退き、熾仁親王、大原重徳、万里小路博房、山内豊信、島津茂久などに参朝を促した。慶応3年12月9日、王政復古大号令は皇居御学問所において発せられた。

慶応3年12月9日(1868年1月3日)、慶喜は城内二の丸御殿大広間に、10万石以上の藩の代表40名を召集し、大政奉還の上奏案を提示した。この時天皇は14歳であり、前関白ら22人の公卿の幽囚を解き、岩倉もその後入洛を許された。これ以降新政府体制にむけた骨格が成立する。

幕末の王政復古のクーデターは二つの側面があった。慶応3年から4年にかけての第一段階は、幕府を排除し有力諸藩の連合政権の樹立という武家社会のクーデターの側面、そして東京に都を定めることにより摂関家と京都の公卿社会から脱却して下級の公卿が朝政の実権を掌握するという側面がある。

戊辰戦争の終結後から、国家の大勢が決するまでには第2の静かなクーデターが必要であった。それが明治元年、政体書体制から明治4年廃藩置県までの時期である。この時期には公卿と武士集団それぞれの権力闘争があった。第一に、公卿集団の中で復古派の組織的活動が見られたこと、第二に版籍奉還後において旧藩主の力が失われ、代わって国家財政を掌握する官僚集団が太政官

<sup>11</sup>『明治天皇紀第一巻』554頁

<sup>12</sup>同上書 557頁

と朝廷を仕切るようになったことである。岩倉ら下級の公家にとって、大政奉還後の「天皇親裁」の意味するものは、摂関政治を廃棄する事であった。明治維新における「天皇親裁」は、摂関政の否定と太政官制の復活を意味した。

下級公家にとって「天皇親裁」の建前の意味する帰結は、五摂家による朝廷支配から下級公家のリーダーシップによる太政官制に移行することであった。官僚制が完成するまでの間、岩倉具視、三条実美に近い藩士が、新政府構想を実務的に担う官吏の役割を果たした。以後、太政官制成立期を通じて、実務的役割を担う藩士の間における権力闘争が行われる。

大政奉還から戊辰戦争に至るまでの間、新しい官僚機構は形成されず、尾張、越前、安芸、土佐、薩摩の藩士連合組織は砂上の楼閣であった。これ以降、三条実美、岩倉具視による朝廷権力を利用した、薩長倒幕志士の体制が形成される。その骨子は三條実美の側近によって準備されていた。

三条実美、岩倉具視は孝明天皇から、ともに一度は朝廷から排除されたが、孝明天皇死後、朝廷の表舞台に復活した。文久2年、非摂関家である清華家出身ながら、三条実美は攘夷急進派の公卿のリーダーとして公卿の信望をあつめ、長州藩を中心とする兵士数千名が三条らと同行するほど強大な力を朝廷内外に有していた。一方三条より更に下級の公卿ながら、鷹司政通の側近として朝政の関与するようになった岩倉具視は、三条らの急進派とは距離をおきながら、八十八卿烈参事件により公卿の過半数を大きく超える勢力のリーダーとなった。岩倉具視は大久保利通と常時連絡を密にして、薩摩藩をバックとして、大政奉還、倒幕の機会を窺い、諸藩の浪人を数多く側近として抱えた。

三条実美も同様であった。三条実美の側近、戸田雅樂は、新政府の職制案なる草案を坂本龍馬に示したことを後に以下のように自伝で述懐した。「予曰く、古は門地卑しく位低きものにして朝政の議に参するものを参議と云ふ。今日は宜しく此主旨を拡充し新たに職制を定め、此等の士人を収攬して朝廷の参議と為すべしと。坂本曰く、其の職制なるものを聞くことを得んやと予則ち其職制案を草す。」<sup>13</sup> 戸田雅樂は次の様な新政府人事案を三條実美に示した。「議定

<sup>13</sup> 戸田雅樂「職制案草案」(慶応3年10月16日)『尾崎三良自叙略伝上巻』中央公論社 昭和51年12月89-91頁

中山忠能 関白(三條公) 内大臣 徳川慶喜 議奏 若干人 公卿 3人 藩主 7人 公卿 2人 参議 若干人 岩倉具視など14人 六官 神祇官 内国官 外国官 会計官 刑部官 軍務官」尾崎はこの人事案を以下のように評している。「以上長官は親王、諸王、公卿、諸侯を以て之に任じ、次官は公卿、諸侯、大夫、士庶人を以て之に任ず。士庶人と雖も次官に任ずることを得るは賢を貴ぶ所以なり」<sup>14</sup> しかし戸田の構想は採用されなかった。

明治天皇の実質的な治世は慶応3年12月の王政復古に始まる。この時の官制は三職の総裁、議定、参与をトップとして7課、後に8局が設けられた。三職には旧藩主、公卿が就任した。前太政官制の三職制は慶応3年12月9日(1868年1月3日)から慶応4年閏4月21日(1868年6月11日)までの約5ヶ月であった。同官制の革新性は、第一に、摂政、関白の廃止によって、朝廷における上級公家、摂関家支配からの脱却、第二に征夷大將軍、江戸幕府の廃止、以上による「天皇親裁」の確立であった。

大政奉還後の政体は、改革派の公卿と雄藩諸侯、雄藩藩士による野合政権であった。総裁、議定、参与の三職の人事が定められた。総裁には熾仁親王が就任し、議定には中山忠能、三条実愛ら公卿5人、徳川慶勝ら藩主5人、参与には大原重徳、岩倉具視ら公卿5人と諸藩藩士から、尾張藩3人、越前藩3人、安芸藩3人、土佐藩3人、薩摩藩3人が就任したが、長州藩は新政府外におかれた。

この時期の三職で、その後の太政官制期以降まで、朝廷の中樞としての政治生命を維持できた政治家は、有栖川宮熾仁親王、中山忠能、岩倉具視、大原重徳だけである。他の公卿、藩主は一樣に太政官の第一線から排除された。三条実愛に代わって三条家分家から長州に近い三條実美、薩摩の大久保らと太いパイプを持つ岩倉具視が、以後朝廷の中樞としての実権を確立した。三條と岩倉の朝廷内の権力は薩摩、長州の政治力を背景にしていた。太政官制後、熾仁親

<sup>14</sup> 戸田雅樂は「後日に至り後藤伯に予の草稿中関白、内大臣、議奏、参議の文字を変じたるの事情を聞きたるに、岩倉公之を見て大いに之を賛したるも、其名議陳腐なれば王政維新の際人の耳目を一新するの必要ありとて、其の職掌中の文字を取って直ちに官名と爲し、総裁、副総裁、議定、参与と改めたるなり」と自叙伝で述べた。同上書92頁



王は象徴的役割を担う事となる。

太政官制成立前、新政府は人材登庸第一の御急務とする太政官布告を出した。「一太政官始追々可被為興候間其旨可心得居候事 一朝廷礼式追々御改正被為在候得共先撰門流之儀被止候事 撰・門流の儀止められ候事。一旧弊御一洗ニ付言語之道被洞開候間見込有之向ハ不拘貴賤無忌憚可致献言且人材登庸第一之御急務ニ候故心当之仁有之候者早々可有言上候事」<sup>15</sup> 爾後、岩倉具視、三条実美の系列下による官僚主導権に移行する。これらは岩倉具視へ大久保利通らが強く働きかけたものであった。

## 2. 明治太政官制の画期

### (1) 太政官制の時期区分

新体制を明確にした政体書<sup>16</sup>は五箇条の御誓文を国家の基本方針として、太政官への権力集中を明確にした。政体書において「天下の権力総てこれを太政官に帰す」と定められた。しかし、この時点の国家権力は、幕府、閔白、守旧派の公卿を排除したに留まった。則ち、国家権力は、改革を主導した公卿、倒幕を主導した藩主、一部藩士が国家の中枢にあった。東京奠都和版籍奉還を契機にこの体制は変化する。東京奠都は京都に根付いた守旧派の公卿と宮中女官らの影響を排除し、版籍奉還の全国化は藩主の影響力を国政から排除した。それを主導したのは倒幕を主導した大久保を筆頭とする旧藩士であった。薩長土肥四藩の藩主にいち早く版籍奉還を行わせた事は、表向きは維新後における旧

<sup>15</sup> 太政官布告第13 慶応3年12月9日

<sup>16</sup> 「内外百官此旨を奉体し、確定守持根柢する所有りに疑惑するなく、各其職掌を尽くし、万民保全之通、開成、永統せんを要するなり。一、天下の権力、総てこれを太政官に帰す、則政令二途出るの患無らしむ。太政官の権力を分つて立法、行法、司法の三権とす、則偏重の患無らしむるなり。一、各府・各藩・各県、皆貢士を出し、議員とす、議事の制を立つるは、輿論 公議を執る所以なり。一、官に在る人、私に自家に於て他人と政事を議する勿れ。若し抱議面謁を乞ふ者あらば、之を官中に出し公論を経べし。一、諸官四年を以て交代す公撰入札の法を用うへし。但し今後初度交代の時、其の一部の半を残し二年を延して交代す。断続宜しきを得せしむるなり。若し其の人衆望の所属あつて去り難き、猶数年を延さざるを得ず。一、官職、太政官分ちて七官と為す地方官分ちて三官と為す」慶応4年戊辰閏4月

図2 太政官制の画期

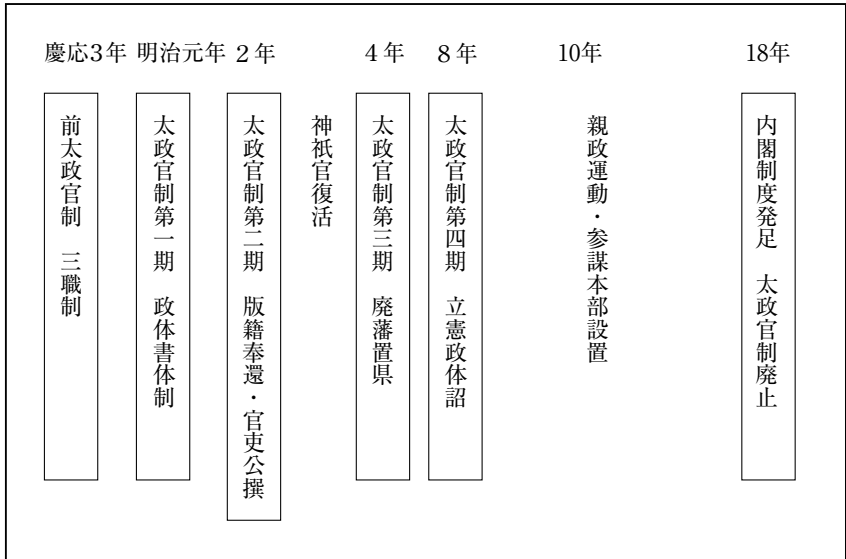
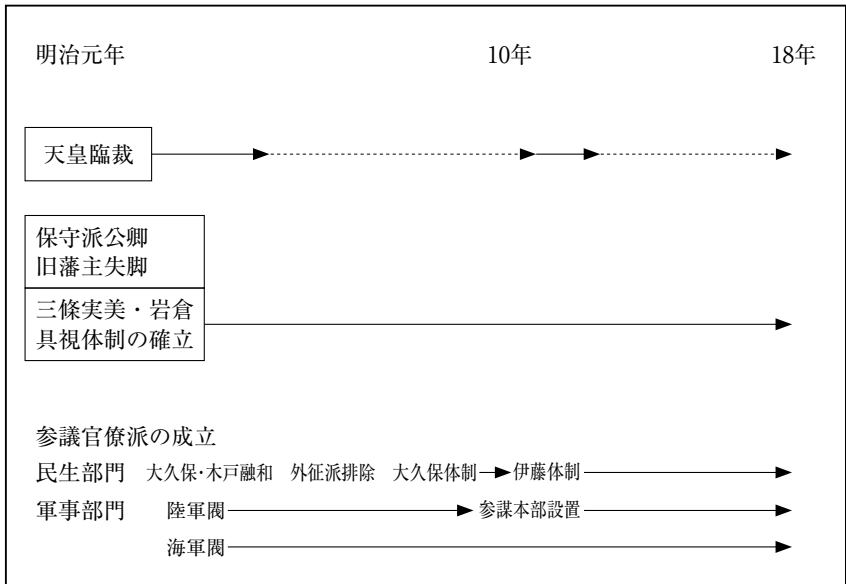


図3 明治初期の政治的潮流



藩主の権威と加増をねらったものであるが、旧藩の権威と徴税権は士族官僚に移り、彼らの政治的位置を高めることにのみ有効であった。士族官僚にとって版籍奉還の真のねらいは第二の明治維新、第二のクーデター実施であった。2年後の権力闘争にとって重要な事項は、官僚の任期を4年とし、2年ごとに半数を改選するとした政体書第9条であった。

図2における、太政官制の三期までに官僚制が確立した事をもって太政官制の成立期とする。この時期までに、旧藩主、三條実美、岩倉具視以外の公卿は閑職に退き、官吏による官僚制の構築が完成する。明治4年廃藩置県によって官僚制が確立した。

官僚派は各省の卿を兼務、官僚組織の事実上のトップであり、かつ政治的な実権を有する存在となった。徴税機構と軍事組織を掌握した官僚組織を自ら率いて、下級官僚の実質的な人事と予算を委任された存在となった。

軍は、廃藩置県以前にはまだ実態としては旧藩兵であり、実質的な中央集権的な軍隊は存在せず、天皇の軍隊は各藩の石高に応じて徴用するしかなかった。軍官僚派の影響力が軍全体に及ぶようになった時期は廃藩置県以降であるが、戊辰戦争直後からすでに、大村・山縣派が軍主流派を占めるなど、軍内は旧藩勢力別の派閥が形成された。徴兵制が施行される明治6年以前において、軍事費の1割を、政商に委ねた山城屋事件<sup>17</sup>の例の如く、陸軍長州閥は軍財政に関してすでに独自の権限を有していた。

太政官制の画期は、図2の様に四期があるが、政権の主体を考慮した時期区分は以下の各期に区分できる。公卿・旧藩主の野合体制(慶応4年)、太政官体制の成立=三條・岩倉・参議連合体制、版籍奉還(明治2年1月~7月)、官吏選挙・保守派の巻き返し(明治2年7月)、官僚支配体制の成立と廃藩置県(明治4年7月)、外征派排除と立憲政体詔(明治8年)、参謀本部設置・天皇親政の試行と崩壊(明治11年~17年)、太政官制度から内閣制度へ(明治18年~)、憲法体

<sup>17</sup> 明治5年、陸軍省の御用商人山城屋和助(元騎兵隊士で山縣有朋の盟友)が陸軍省から無担保で借りた公金を生糸相場に投機して失敗、返済できないために陸軍省内で割腹自殺した。山城屋の借りた公金は国家歳入の1%であった。山縣有朋らは事件を抹殺し、江藤新平の司法省や軍内の薩摩閥と対立。

制へ(明治23年～)。以上の各期を図2に、図3に明治初期各政治的潮流の消長を示した。

## (2) 「万機親裁」の意義

明治元年2月3日、天皇は王政復古後初めての行幸を行った。行幸した場所は同じ京都の二条城太政官代であった。二の丸奥書院にて総裁熾仁親王、前右大臣鷹司輔熙以下、公卿、諸侯が奉じた。本丸白書院にて総裁、議定、上参与は中段に、下参与等は廂に座した。その場では、賊徒追討と大総督設置を議した。天皇は総裁を簾の中に召して親征の令を下した。<sup>18</sup>

太政官代は九条道孝邸におかれたままであった。太政官代の九条道孝邸には、毎日巳の刻に新政府の官僚は参集していた。また、一条院里坊におかれていた参与役所は明治元年2月14日、太政官代と同じ場所の九条邸に移された。明治元年2月27日両役所はともに二条城に移され、太政官代の役所機能が強化された。王政復古以来同じ場所になかった太政官の場所が初めて決定した。

明治元年閏4月21日、政体書発布は京都御所においてなされた。「親裁」業務の日課について『明治天皇紀第一巻』には以下に記されている。「今や王政復古し、万機を親裁したまふに因り、後宮より表御殿に移御、日々辰の刻御学問書に出御して政務を総攬したまひ、時に八景間に臨むみて輔相の政務に鞅掌して翼賛に勤むるを覚、……申の刻を以て入御の旨仰出さる」「主上日々出御、万機を総攬したまふ、玉座は八畳の間中央に二枚の高き畳を敷き、……臣等敷居を隔て、候す、議定・参与或は列参し、或は単独に候す、抑、斯くの如き盛事は実に千余年来絶無に属す」<sup>19</sup> 政体書には官僚について「親王、公卿、諸侯にあらざれば一等官に昇るを得ず、是れ親を親み大臣を系する所以なり、藩士、庶人と雖も猶二等官に至るを得せしむは賢を貴ぶ所以なり」とあり、藩士はこの時期においては一等官になる道は閉ざされていた。

これより先、天皇は大阪に行幸し公卿、諸侯を召し、慶喜が罪に服した事

<sup>18</sup> 同上書 611頁

<sup>19</sup> 同上書 705頁

を公儀に示した後、京において「万機親裁」の意志を最初に述べた。<sup>20</sup> この後、二条城にあった太政官は宮中に移された。このこと自体、天皇が太政官で政務を行うことに対応したものであった。撰関家にあった太政官が、二条城にさらに皇居へと移転されたことは、関白、藩主が太政官への介入を排除する象徴的な事であった。

この頃、太政官代が設置されていた二条城に皇居造営が計画された。これは天皇が太政官におけるあらゆる政務を総攬することを念頭にしたものであり、この時期以降政務に天皇が直接関わったことを示すものである。新皇居が造営されるまでの間の措置として、4月21日太政官代を二条城より皇居に移された。慶応4年閏4月21日に政体書が発布され、太政官制が定められたことに対応したものである。

以上の経過について『明治天皇紀』には以下のように記されている。「万機を親裁あらせらるゝに当り、皇居と太政官代所在の二条城との距離遠きに過ぐるの故を以て、勅して二条城を仮皇居と為し、新に皇宮を本丸に造営し、太政官を二の丸に建設せしたまふ……二十一日、仮に太政官代を二条城より宮中に移す」<sup>21</sup>

これ以降、宮中と太政官が一体になり、太政官の会議には直接天皇が出席して決済するようになった。この時期における「万機親裁」の意味は太政官において天皇が臨裁し万機を総攬するという事を意味した。この時期の太政官組織は天皇が高官を一覧し、官僚の業務を一瞥できるような小さな組織であった。

戊辰戦争における刑罰の決定には必ず天皇が出席した朝議が行われた。賊軍藩主への処分の案件に関して、天皇は一人ずつ呼び出して処分を宣告した。処分の決定は形式的には天皇が決済した。戊辰戦争後における、賊軍派諸侯に対して厳罰を主張する木戸孝允と、寛典にすべきとする二派に朝議が分かれた際

<sup>20</sup> 「二条城に移御して万機を親裁する旨の勅諭を下したまふ……而して万機親裁の暇に文武を講明し、又内外の大勢に鑑み、海陸軍を振興し、列藩を指揮し、外交を刷新して国威を発揚すべしとの旨を諭示」『明治天皇紀第一巻』690頁

<sup>21</sup> 新皇居が造営されるまでの間の措置として、4月21日太政官代を二条城より皇居に移された。1868年6月11日(慶応4年=明治元年旧暦閏4月21日)に政体書が発布され太政官制が定められたことに対応した。『明治天皇紀第一巻』700頁～704頁

に、天皇は「余敢へて其の人を憎むにあらず」<sup>22</sup>として寛典とし、藩主は一人として死罪としなかった。しかしながら天皇が自ら宣告したこの処分も、木戸以外の衆議は寛典としたものであり、天皇は衆議に従って決定したのであった。

明治元年9月20日、天皇は江戸へ行幸を行い、同10月17日、東京にて「万機親裁」の詔を出した。

「万機親裁」の詔が果たした政治的役割は、第一に、五摂家による朝廷支配から下級公家のリーダーシップによる太政官制創設、第二に、下級武士、実務派の太政官制支配によって旧藩主を排除すること、以上の2つの意義があった。しかし、「万機親裁」は単なるスローガンではなく、天皇があらゆる太政官の会議に出席して最終決済するという天皇臨裁が指向された。その時期は図2に示すように、行幸や太政官と皇居の位置によって、連続的ではないが、維新直後の時期と明治10年代前半の二つの時期において、政務・軍務に関して天皇臨裁が試みられた。

明治維新の日本の国体は、明治元年「万機親裁」<sup>23</sup>の詔による復古的革命の所産であったが、「万機親裁」は、勤王精神を時代の潮流とした幕末維新期の日本人のナショナリズムの所産として、何人も否定することができないテーゼであった。しかし、その言葉の意味することは曖昧であり、多様な理解が可能である。また極めて政治的に利用されてきたために、従来、研究者の中でも意見が分かれるところであった。「万機親裁」と、天皇臨裁とは同義ではない。維新前の関白や将軍に代わって、天皇が政務のあらゆる会議に出席して最終決定を行う事が「万機親裁」の体制であるべきであった。しかし、太政官業務の増加と天皇個人の能力に依拠した「親裁」を行う事は不可能であり、奏聞を行って決定する事項、印のみを付して形式的に「親裁」を実施した事にする事など、それぞれ裁可の仕方が分かれてきた。これらすべてが形式的には「天皇親裁」であるが、これらは官僚主導の「天皇親裁」であった。このような「親裁」は「天

<sup>22</sup> 『明治天皇紀第一巻』919頁

<sup>23</sup> 「詔書 詔皇国一体東西同視朕今幸東京親聽内外之政汝百官有司同心」

東北平定し、百官が力を尽くし「公平ヲ旨」として力を尽くす。「臨御万機御親裁被出候就テハ百官有司質清簡易ニ原キ至正公平ヲ旨トシ」明治元年戊辰10月

「親裁派」が目指したものは次元を異にする政治行為であった。

明治維新时期に目指した「万機親裁」は天皇臨裁による集権的太政官制をめざしたが、官僚派は実質的な「親裁」を断念し、明治10年代における天皇の職務放棄によって「天皇親裁派」は消滅した。ただし、官僚は天皇を意図的に排除したわけでは決してなかった。西南戦争中の時期において、官僚は実質的な「親裁」をめざした。それまで独裁的権力を持っていた大久保利通が宮内大臣となり、主導して官僚主導の「親裁」を行うはずであったが、大久保は暗殺された。代わって宮内大臣となった伊藤博文から、ほどなくして明治天皇は奏聞することを拒否した。伊藤ら官僚派は岩倉具視の死と時を同じくして、内閣制度を設置して、太政官制下の大臣による輔弼から、官僚派による集团的輔弼制へと移行させた。

太政官政務における天皇臨裁政治は、明治6年5月、皇居の火災により太政官が皇居から分離された時代によって中断するが、明治10年8月、再び皇居内に太政官が設置され、「天皇親裁」が宣言された時期に復活する。<sup>24</sup>

皇居が太政官と併設されていた時期においては、実質的にも「天皇親裁」が指向されていたと言いうる。明治初年の時期において天皇は太政官に居住し、したがって毎日政務を直接執務する形式を与えた。朝議への出席も頻繁に行われたことが『明治天皇紀』には記されている。さらに大久保の提言により馬術と学問が日課とされた。東京では馬術は3, 8の日だけとしたが天皇は11月に

<sup>24</sup> 天皇親政運動として表面化する、明治10年代の「天皇親裁期」については後述するところである。伊藤博文は明治10年、以下の事項を上奏し裁可さる。皇居と太政官が炎上したので、「陛下夙トニ維新ノ業ヲ躬ラシ万機ヲ臨裁シ玉フ然ルニ九重深嚴奏聴クノ際或ハ未タ細大ヲ悉スコト能ハサル者アリ」「太政官ヲ宮中ニ移シ以テ内閣ノ名ニ称ハシメンコトヲ今宮府処ヲ異ニシ臨御ニ便ナラス宜ク急ニ太政官ヲ宮中ニ移シ以テ内閣ノ名ニ称ハシメ陛下朝ヲ視ルノ地ヲシテ近ク庭闈ノ間ニ在ラシムベシ」『明治天皇紀第四卷』232頁

大臣らは博文の奏議を賛成して更に奏上した。「この日太政官を仮皇居に移し仮内閣を御座所に置きたまふ」同書233頁、太政官と宮中の場所を一体化する根拠は仮皇居が手狭となり、一部旧庁舎を使用していたとするものであったが、明治6年(1873)5月の皇居炎上直後、天皇の政務への関わり方が少なくなったとする、大臣・親裁派の主張に沿ったものである。「天皇親裁」は維新直後の時期と明治10年代前半の二つの時期においてその実質化が試みられたが次章以下に述べるように天皇の職務放棄によってその実質化は終焉した。

は7日間乗馬を行い、明治10年代にはしばしば側近から苦言を呈されるほど乗馬に興じるようになり、政務に邁進し「親裁之実をあげられん事を」側近から懇願された。

天皇臨裁による実質的な「天皇親裁」と言える政体はその後、天皇が職務放棄する明治17年末で終わった。翌年の内閣制度設置と太政官制の廃止は実質的な「天皇親裁」の終焉を意味したが、天皇自身が直接政務を担う事が如何に困難であるかが明らかになった。内閣制度成立以降、集団的な官僚の輔弼体制による「天皇親裁」となった。

### (3) 東京奠都と上奏事項

明治太政官制は旧閥白家から朝廷の政務を天皇に戻したことに意義があった。太政官制下の「天皇親裁」は三條実美と岩倉具視という大臣が輔弼し、官僚派が実務を担う事を前提とした「天皇親裁」であったが、実権は国家財政の実務を掌握する官僚派に移行した。実質的な「天皇親裁」といいうる時期においても、政務を官僚に委任した「万機親裁」であった。天皇への上奏を誰が担うのかを検討すれば実質的な輔弼者が明らかになる。この時期に於ける天皇への上奏は、図4・5に示した。この時期においては旧藩主、公卿を含む旧体制下の政治家が士族出身者の官僚より上奏数は多かった。

官僚派にとって東京奠都は朝廷改革に重要な画期となった。そのねらいは奠都によって江戸が東京とされ、東西両京となったという形式だけではなかった。維新直後大久保利通は、大坂行幸を行ない、大坂に滞在することを提言したが、公卿ら保守派の反対によって行幸を実施した。天皇は大坂に続き東京に行幸し、東京城を皇居と定め東京奠都ノ詔を發した。<sup>25</sup>

従来明らかでなかった、「東京奠都ノ詔」の作成過程に関して、明治天皇の詔書の草稿が佐々木克氏らによって2010年に発見された。重要な点は、明治天皇が政務に携わって最初に出した詔書「東京奠都の詔」の作成過程が、予想されていたとはいえ、位階を超えた新政府首脳の衆議によって行われた事である。

<sup>25</sup> 「朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス江戸ハ東國第一ノ大鎮四方輻湊ノ地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ」東京奠都ノ詔(明治元年7月18日)



図4 年次別上奏事項(幕末・明治初年)

年 月	用 務	上 奏 者
慶応3年10月	大政奉還	山内豊信
慶応3年11月	神社	徳川慶勝
慶応3年12月	政治	嘉彰親王
明治1年1月	政治	山内豊信
明治1年1月	遷都	大久保利通
明治1年2月	外交	松平慶永・山内豊信・島津忠義
明治1年2月	外交	浅野茂勲・細川喜延・毛利廣封
明治1年2月	開拓	高野保健・清水谷公考
明治1年3月	御誓文	岩倉具視
明治1年3月	親裁	木戸孝允
明治1年4月	政治	福岡藤次
明治1年5月	政治	松平慶永・鍋島直正
明治1年6月	軍務	江藤新平
明治1年6月	政治	福岡藤次
明治1年6月	遷都/軍務	江藤新平
明治1年7月	政治	岩倉具視
明治1年8月	軍務	江藤新平
明治1年9月	京都	大原重徳
明治2年1月	版籍奉還	毛利・島津・鍋島・山内
明治2年1月	版籍奉還	大久保利通・木戸孝允
明治2年1月	版籍奉還	酒井忠邦
明治2年1月	政治	岩倉具視
明治2年2月	政治	岩倉具視
明治2年6月	版籍奉還	岩倉具視・三條実美
明治2年7月	政治	岩倉具視
明治2年11月	政治	山内豊範
明治3年9月	政治	岩倉具視
明治3年10月	政府改革	木戸・大久保・三条・岩倉
明治3年10月	開拓	黒田清隆
明治3年10月	人事	参議
明治3年12月	大蔵省庁舎	大隈重信
明治3年12月	太政官庁舎	前田慶寧
明治4年1月	廃藩置県	徳川慶勝・池田慶徳
明治4年1月	廃藩置県	蜂須賀茂韶
明治4年2月	廃藩置県	京極高典
明治4年9月	外交	伊藤博文
明治4年12月	軍務	山県有朋・川村純義・西郷隆盛

『明治天皇紀第一巻・第二巻』により作成(大政奉還期から廃藩置県期まで)

図5 個人・身分別上奏回数(幕末・明治初年)

身 分	上奏回数
旧 藩 主	17
公卿・親王	12
士 族	9

氏 名	身 分	上奏回数
岩倉 具視	公 卿	7
山内 豊信	旧藩主	4
江藤 新平	士 族	3
福岡 藤次	士 族	2
大久保利通	士 族	2
松平 慶永	旧藩主	2
島津 忠義	旧藩主	2
毛利 廣封	旧藩主	2
木戸 孝允	士 族	2
鍋島 直正	旧藩主	2
嘉彰 親王	親 王	1
徳川 慶勝	旧藩主	1
浅野 茂勲	旧藩主	1
細川 喜廷	旧藩主	1
高野 保健	公 卿	1
清水谷公考	公 卿	1
大原 重徳	公 卿	1
酒井 忠邦	旧藩主	1
山内 豊範	旧藩主	1
三條 実美	公 卿	1

『明治天皇紀第一巻・第二巻』により作成  
(大政奉還期から廃藩置県期まで)

1868(明治元)年に宣布された同詔は、天皇が政務にあたることを述べると同時に、江戸は今後東京と称し、その地に自らが臨んで統治する。そして、京都との二都制とし、これが東京遷都の端緒となったものである。発見された草稿は「東京奠都の詔」の草案と、新政府閣僚に同案への意見を求める回覧文書である。公家や藩主から選ばれた議定だけでなく、後藤象二郎、福岡孝梯、廣澤兵助、木戸準一郎、横井小楠、岩下佐次衛門、大木民兵らの花押の文書がある。岩倉

具視に対して最も影響力を行使していた大久保利通の名はないが、藩士出身の参与による回覧文書として、岩倉具視の名で回覧した。「中山一位殿，徳大寺殿，中御門殿，土佐中納言殿，越前中納言殿，宇和島宰相殿」という文書を諸侯，公家宛に起案した。新政府への岩倉とその背後の藩士の影響力を窺うことができる。

#### (4) 新政府への官吏登用

大政奉還以降の政治的権力は、明治天皇と外祖父中山忠敬の権威を利用した、薩長土肥を中心とする各藩の軍事力，経済力がその源泉であった。ただし，新政府は旧藩主への新しい知行と石高を賦与するとともに，兵力を石高に応じて供出させたために，旧藩主の軍事的，経済的権威は，版籍奉還までは損なわれることがなかった。

下級士族による国政への関与は，彼らが高官として登用されることに始まる。図6に政体書時の官吏等級表を示した。この等級表の意義は，旧幕府・朝廷の官吏等級表を新政府の集権的官吏等級表に集約したことにある。彼らの登用は三條実美，岩倉具視という，孝明天皇時代においては決して重用される事がなかった公卿が，朝廷の実権を掌握したことに依っており，三等官以上の高級官吏は岩倉具視，三条実美に近い士族が推薦され，四等官以下の官吏は高級官吏によって推薦され，登用された。

この時期における政権にとっての重要事項であった事は，自らの門閥で優秀な官吏を多く採用する事であった。官吏登用について岩倉具視を通じて建言を最も積極的に行っていた人物は大久保利通であった。

大久保利通は人事と経済政策について以下のように「岩倉公に呈せし覚書」を明治元年閏4月に提出した。「三條公ノ東行已ニ決セルヲ以テ関東ニ於ケル措置ニ付キ条項ヲ列挙シ意見ヲ具陳 一米穀並金之事 一御人撰之事 但於彼地精撰」<sup>26</sup> 長州閥の木戸，伊藤は新政府について大久保等薩摩閥と協議したが，

<sup>26</sup> 大久保は同4月において岩倉に人事構想を示した。「議定参与ノ人撰ニ関シ意見ヲ長せられたるに對シ答えたるもの」閏4月13日 『大久保利通日記二』昭和2年4月25日 東京大学出版会

図6 太政官官等表 (政体書体制時)

		一等官	二等官	三等官	四等官	五等官	六等官	七等官	八等官	九等官
議政官	上局	議定	参与			史官		書記	筆生	
	下局			議長	議員					
大政官七官	行政官	輔相		弁事	権弁事	史官		書記	筆生	
	神祇官	知官事	副知官事	判官事	権判官事			書記	筆生	
	会計官	知官事	副知官事	判官事	権判官事			書記	筆生	
	軍務官	知官事	副知官事	判官事	権判官事			書記	筆生	
	外国官	知官事	副知官事	判官事	権判官事		一等 訳官	二等訳官 書記	三等訳官 筆生	訳生
	刑法官	知官事	副知官事	判官事	権判官事			書記	筆生	
地方官	府		知府事	判府事	権判府事					
	藩									
	県			一等 知県事	二等 知参事	二等 知県事	二等 判県事	二等 判県事		

この時期はまだ彼らの政治力は岩倉の朝廷のリーダーシップに依拠するものであった。<sup>27</sup>

大久保利通は、新政府の人事案について自らの名は明記しなかったが、新政府の人事案原案を起案した。<sup>28</sup> 新太政官体制は輔相兼議定として、三條実美、岩倉具視が就任し、公卿、諸侯の上等・下等の官位は議定、藩士の高官は参与とされ、大久保案を軸に承認された。大久保人事案と結果が異なった人事は、山内容堂、大村益次郎の2名であり、大久保案では記載がなかったが選出された官吏は小松帯刀、大久保利通、福岡藤次の3名であった。政府人事案への大

<sup>27</sup> 伊藤博文「長薩肥土四版籍奉還ノ事 猶土地兵馬之権ヲ還スコトヲ為サス……天下ノ大政ヲシテ一齊ニ帰セシメント欲シ土地兵馬ノ権ヲ併セテ奉還センコトヲ請フ」『岩倉公実記中』670頁

木戸孝允「吾長藩ヲシテ薩藩ト同ク其魁首タラシメンコトヲ願フ因テ大久保ト之ヲ協商シ其経画略ホ定マル」『岩倉公実記中』678頁

<sup>28</sup> 三條実美 岩倉具視(職名記載なし-筆者)(公卿・諸侯 上等)中山忠能 正親町三條実愛 徳大寺実則 中御門経之 松平慶永 鍋島直正 蜂須賀茂韻 山内容堂(公卿・諸侯 中等)万里小路中納言 宇和島少将(藩士 上等)木戸 後藤 廣澤 横井 副島 三岡(藩士中等)大村益次郎(『大久保利通文書二』明治元年閏4月13日)

久保の見解が衆目とほぼ一致していたといえる。大久保利通は薩摩に近い岩倉に対して、長州の木戸を重用するように進言した。<sup>29</sup>

岩倉が東京に拠点を移すより先、大久保は朝廷の大胆な改革についてしばしば岩倉に提言した。大久保は明治元年2月「宮廷改革に関する意見書」を岩倉に提出し、「大阪行幸ヲ機トシテ宮廷ノ改革ヲ断行セラレンコト」を建言した。天皇の政務について、巳の刻から申の刻まで天皇は出勤して万機を奏聞、御座に女房出入り厳禁、出勤中は総裁議定参与に御目見すること、侍読を設置すること、馬術の訓練をすることなどを建言した。<sup>30</sup>

大久保利通は明治元年5月、関東に随行する人物を厳撰すべしとして、人事についても岩倉に強く働きかけた。「関東平定之今日ニ断然御治定之事実ニ就御大事議論……関東ニ被差下御人撰之事尚取捨モ可被成る思食モ被為在トハ奉存候得共格別多人数ニ及中間舗カ且参与人数之処ハ尚相決シ申上候事ハ出来申マシク関東別而御大事御人撰格別ニ可有之事」<sup>31</sup>

大久保の権力は、朝廷における岩倉の影響力に依拠していたことが岩倉の上京を繰り返し懇願していたことから窺える。<sup>32</sup> 岩倉の新政府への直接的な影響力は岩倉自身が京から東京への転居によって発揮された。

岩倉具視は岩倉門下の東京在住官僚多数を集めて訓示した。「具視既ニ東京ニ至ル曾て門下ヨリ出ツル所ノ在官諸氏ニ曉諭スル所アリ 余ト其心ヲ同フシ其力ヲ合セテ共ニ報效ヲ図ランコトヲ望ム 余惟フニ天下ノ事ハ中興ノ業ヲ大成スルヲ以テ尤難シトス 君臣上下動モスレハ其心安シテ其務ニ怠リ易シ」<sup>33</sup>という、恰も関白の如き訓辞を行った。

すでにこの時、三條実美、岩倉具視は旧関白にも匹敵する存在であったが、

<sup>29</sup> 岩倉公への上書「総裁局顧問木戸孝允を重用センコトヲ進言」明治元年3月29日『大久保利通文書二』

<sup>30</sup> 『大久保利通文書二』227頁明治元年2月

<sup>31</sup> 大久保利通 岩倉公に呈せし意見書「関東平定策及ヒ東下ノ人撰ニ付キ具陳」『大久保利通文書二』明治元年5月8日

<sup>32</sup> 「岩倉具視議定となるこれより東京で実務する」明治2年5月15日『岩倉公実記中』725頁 岩倉具視が上京したのは明治2年5月であった。岩倉上京とともに多くの岩倉閥の藩士が同行し、これ以降大久保ら官僚派の主導権が確立した。彼ら薩長旧土族の政治力が本格的に確立する時期は、岩倉が東京で執務をとる時期と重なる。

<sup>33</sup> 『岩倉公実記中』711～713頁 明治2年4月29日

維新前とは異なり、実権は士族出身の官僚によって握られつつあった。官僚の権力の背景は国家財政と軍事力であったが、この時期においては未だ旧藩政と併存していた。

明治元年12月、大久保利通は岩倉具視に高級官僚を登用する事について「人材登用の意見」を提出した。同文書には「人材撰挙之儀ハ政之大根軸……公卿若手三・四名諸藩より七・八名極御精撰」とある。大久保は軍政人事に関しても、岩倉への書簡の中で「軍務官の人撰に関する意見書」として、軍務官副知事以下の任命は「精撰之上被仰付候」<sup>34</sup>と述べた。

大久保の提言に沿って太政官高級官僚<sup>35</sup>への岩倉・大久保系士族が多数登用された。このことは政体書に明記された官吏公撰制への布石となった。官吏人事は大久保、岩倉の東京奠都後の最大の課題であり、明治2年において、参議に士族が登用され、士族官僚制がひとまず確立したことによって官吏公撰を再び行う必要はなくなった。明治2年の官吏公撰制によって自らが参議となることは、大久保にとって、民主的装いを取った静かなクーデターであった。政体書に明記された、選挙という武器を行使することによった巧妙な戦略であった。参議として選出されなかった大村益次郎は、共和制に繋がるとしてこれに異を唱えたが、これとて権力闘争が決着した選挙後の発言であった。

東京奠都後における政府官吏の人事を指揮した人物も大久保利通であった。大久保は維新功臣や幕府官吏の新政府登用の可否、朝廷公卿改革について岩倉具視から諮問を受けこれに建議し実行させた。「岩倉公の諮問に対する答申書」において東京旧幕吏を一掃しなければいけないとして「東京府会計局ニオヒテハ旧貫に仍テ其マ、幕吏を用ヒ」たが、旧幕吏が去ったので新たに2名の幹部を雇用すること、刑法官を設置、諸藩士を雇用、太政官から出張する刑法官として江藤新平らを雇用、会計官を太政官から出張させ、東京府との人事交流を行うことなどを答申した。<sup>36</sup>

一方で大久保利通は、大原重徳ら公卿が議定になることに強く反発した。大

<sup>34</sup> 『大久保利通文書二』明治元年12月25日

<sup>35</sup> 三等官以上に参議以上を選出するための選挙権が付与された。

<sup>36</sup> 『大久保利通文書二』明治元年2月

久保は、<sup>37</sup>「大原卿議定云々之議承ル。嗚呼是ヲ以テ事之成可カラザルヲ知ル。実ニ慨歎ニ堪エザル次第ナリ」<sup>38</sup>と述べた。大原重徳は天皇が京を離れることに最後まで反対して抵抗した人物であった。

廃藩置県までの時期に於いて、官僚制の主体となる旧藩士出身の官僚からの上奏は多くない。しかし、彼ら官僚派はこの時期において直接天皇への上奏する権限はなかったが、岩倉具視に対して意見書を数多く提出した。大久保等薩摩閥と長州閥は版籍奉還後の主導権争いが、官吏登用人事に関して生じており、大久保と木戸、伊藤の協議と妥協が為された。<sup>39</sup>太政官における官僚派間の関係は復古派と官僚派の対立を内に孕んでいた。

---

<sup>37</sup> 大原重徳は孝明天皇に重用されたが、日米修好通商条約の調印のための勅許に岩倉具視らと反対して謹慎させられる。慶応2年には親幕派の中川宮や二条斉敬らの追放を試みるが失敗して幽門させられた。後に許されて、明治元年(1868年)には従二位・権中納言に進み、参与・議定など新政府の役職を務めた、正二位。大原重徳は明治天皇の東京行幸に馬で乗り付けて阻止しようとするなど、京の公卿の政治的役割を温存させるための中心的な役割を果たした。明治元年9月20日天皇は江戸への最初の行幸を行い、京都を發し江戸へ向かった。この日「権中納言大原重徳馬を馳せて至り、車駕の京都に還幸あらんことを建言す」しかし、岩倉具視はこれを退けた。『明治天皇紀第一巻』839頁

<sup>38</sup> 『大久保利通日記』明治2年5月2日37頁

<sup>39</sup> 伊藤博文「猶土地兵馬之権ヲ還スコトヲ為サス……天下ノ大政ヲシテ一齊ニ帰セシメント欲シ土地兵馬ノ権ヲ併セテ奉還センコトヲ請フ」「長薩肥土四版籍奉還ノ事」『岩倉公実記中』670頁

木戸孝允「吾長藩ヲシテ薩藩ト同ク其魁首タラシメンコトヲ願フ因テ大久保ト之ヲ協商シ其経画略ホ定マル」『岩倉公実記中』678頁

